

災害時における応急対策資機材のレンタルに関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と一般社団法人日本建設機械レンタル協会中国支部岡山地区部会（以下「乙」という。）は、災害発生時における応急対策資機材（以下「資機材」という。）のレンタルに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て、より迅速かつ円滑に資機材をレンタルできるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に資機材のレンタルが必要になった場合、品名、数量等を明示した出荷要請書（別紙1）をもって乙にレンタルの要請をするものとする。ただし、緊急を有するときは、電話等により要請した後、速やかに要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかにレンタルを行うものとする。

（物資の種類）

第4条 資機材の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において可能な範囲でのレンタルを行うものとする。

- （1）スポットクーラー、発電機、フォークリフト、仮設トイレ等
- （2）その他乙がレンタルできる資機材

（市町村による要請）

第5条 災害の規模が比較的小規模な場合など、市町村が乙に対して資機材の要請を直接行うことが適当と認められるときは、市町村は、乙に直接要請できるものとする。

2 前項の規定により市町村が乙に要請する場合は、市町村は、あらかじめ甲に要請内容を連絡するものとし、甲は、必要に応じ市町村及び乙の間の調整、支援を行うものとする。

3 第1項の規定により市町村が乙に要請する場合は、本協定の内容を準用する。

（費用等）

第6条 乙が甲にレンタルした資機材の価格は、災害発生直前の価格を基準とし、災害により著しく原材料価格が高騰する等のやむを得ない事情がある場合には、甲乙協議して定めるものとする。

2 甲がレンタルを受けた資機材の対価及び運搬等に係る費用については、甲が負担するものとする。

（支払い）

第7条 甲は、資機材等の費用について乙の請求書を受領した日から、30日以内に支払うものとする。

(引渡し及び車両優先通行の確保)

第8条 資機材の引渡し場所は、甲が指定するものとし、指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。

2 甲は、災害時において、乙が前項の規定により資機材を搬送する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

3 乙は、資機材のレンタルを実施したときは、そのレンタル終了後、遅滞なく甲に報告書(別紙2)を提出する。ただし、報告書をもって報告するいとまがないときは、電話又はその他の方法をもって報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

(平常時の活動)

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

(担当者名簿の作成)

第10条 要請及び協力に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲及び乙は、連絡責任者名簿を作成し、相互に交換するものとする。その連絡先を変更する必要が生じた場合、その都度、遅滞なく相手方に申し出て、変更を行うものとする。

(協議)

第11条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合には、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を維持する。ただし、乙がこの協定に掲げる資機材の取扱いをしなくなったときは、この協定は効力を失うものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和2年11月25日

甲 岡山市北区内山下2丁目4番地6号
岡山県
岡山県知事 伊 原 木 隆 太



乙 倉敷市連島町鶴新田3077番地1
一般社団法人日本建設機械レンタル協会
中国支部岡山地区部会
部会長 河 原 健 志

